

静岡県では遺贈寄附を受け入れています

社会貢献として、静岡県のために、ご自身の遺産を寄附したい。その想いを実現いただけるよう、静岡県では遺贈寄附を受け入れています。



遺贈寄附とは

生前に作成した遺言書などにより、遺産の全部又は一部を自治体や団体などに寄附することをいいます。

金融機関との協定

静岡県では、遺贈による寄附を希望される方に、専門的知識の必要な遺言作成等について相談をしていただけるよう、金融機関と遺贈寄附に関する協定を締結しました。

詳しくは、県ホームページに記載の金融機関までお問い合わせください。

※金融機関のサービスのご利用に際しては、金融機関所定の手数料がかかります。

寄附金の使い道

寄附を希望される方の想いに添って、ふじのくに応援寄附金（ふるさと納税）の募集プロジェクト等からお選びいただけます。

お問い合わせ先

静岡県経営管理部総務課
電話番号 054-221-2045

県HPは
こちらから



寄附金を
活用する
取組は
こちらから

